一制定・改廃の概要一

条例·規則名 東京都海岸漂着物地域対策推進基金条例

公布年月日·番号 平成 25 年 6 月 14 日·東京都条例第 109 号

1 概要

(1) 制定理由

海岸漂着物等に係る地域における対策等の推進を図るため、東京都海岸漂着物地域対 策推進基金を設置する必要がある。

(2) 条例の概要

ア 基金の設置

国が都に交付する地域環境保全対策費補助金により、海岸漂着物等に係る地域における対策等の推進を図るため、東京都海岸漂着物地域対策推進基金を設置する。

イ 積立額

基金の積立額は、予算で定める。

ウ管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管する。基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

エ 運用益金の処理

運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れる。

才 処分

アの目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

カ 繰替運用

確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 施行日

公布の日

3 失効日

平成27年3月31日

4 問合せ先

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課区市町村支援係

直通 03-5388-3581

内線 42-832